

施行規則第 88 条証明(適合証明)にかかるチェックリスト

書類の名称 (様式)		明示すべき事項	備考	原本の必要	チェック
			(添付が必要な場合等)		
全般(共通事項)		本チェックリストを申請時に添付すること。 申請にかかる補正は、電子(メール等)による対応も可とする。 証明書は、原本(書面)で交付するため、郵送を希望する場合は、別途、返信用封筒を送付すること。 手数料の納付を確認した日を“受付日”として扱う。 【申請方法】 ◆書面の場合 - 必要部数: 2 部(正副: 副は返却用) - 書類等はファイル等に綴じ、インデックスをつけること。 ◆電子の場合※ - PDF 形式を基本とし、書類等の名称とファイル名称が整合していること。 ※公図ほか、原本(書面)の提出を求める書類等があるので注意してください。(当リスト「原本の必要」の欄を参照のこと。) 【手数料の納付】 ◆滋賀県収入証紙(令和 7 年度末まで利用可能)※ ◆キャッシュレス決済(クレジットカード、二次元コード、電子マネー) ※現金納付(金融機関、コンビニでの納付書支払い)に対応予定			□
書類1	申請書				
宅地造成等または建築に関する証明書の交付申請書 (第 14 号様式)		【共通】 - 宛先を「滋賀県知事《知事名》」と記入すること。 - 申請者の押印は求めない。 ※手数料を滋賀県収入証紙で納付する場合、申請書の裏面に証紙を貼り付け、原本を提出すること。(住宅課でキャッシュレス決済により納付を行った場合はこの限りではない。) <日付> - 日付は、受付時に記入すること。 <1 証明を受けようとする土地の所在および地番ならびに地目および実測面積> - すべての地番を記入すること。 なお、欄が足りない場合は、代表地番の後に「外〇筆(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添付すること。 <2 建築物等の用途、3 建築物等の構造および規模> - 建築物等の用途は「主要用途名(棟ごとの用途名)の新築、改築又は増築」を記入し、構造は「木造又は鉄骨造 平屋建又は2階建 」などを記入すること。建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに構造を記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物等の構造を記入の上、合わせて「ほか〇棟(別紙のとおり)」と記入し別紙を添付すること。 - 建築物等の計画規模は、建築物等が複数棟ある場合は、棟ごとに面積及び高さを記入すること。欄が足りない場合は、代表となる建築物の各項目を記入の上、合わせて「ほか〇棟(別紙のとおり)」と記入し別紙を添付すること。 <4 敷地造成の有無および規模> ・4-1:新たに行う造成内容について記入すること。 ・4-2:最高高さは「見え高」とし、延長は合計(総延長)を記入すること。 なお、新設、既設、改修、除却のいずれに該当するかわかるよう記載すること。 <数値記入欄> - 面積、高さ、体積(土量)、延長(寸法)の数値は、小数第三位以下を切り捨て、小数第二位まで記入すること。 <5 代理人欄> - 住所も記載のこと。また、復代理人がいる場合は復代理人も記載すること。 <6 その他必要な事項> - 他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入すること。		要 ※ 収入 証紙 を貼 付し た場 合	□

書類の名称 (様式)		明示すべき事項		原本の必要	チェック
書類2	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可要否確認書 (チェックリスト)	・判定結果および確認日、確認者(建築主、調査者)が明記されたチェックリストを添付すること。			☐
書類3	委任状 (任意様式)	・日付、委任する内容(該当条項にかかる手続き全般) ・委任を受ける方の住所氏名、連絡先	代理人による申請の場合に添付すること。 押印は求めないが、当該代理人が責任をもって申請者に申請書の内容を説明すること。		☐
書類4	公図(字限図)	・事業区域内を緑色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記載のこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・里道(赤)、水路(青)を明確に着色のこと。 ・法務局発行印のある原本(許可申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。 ・事業区域が複数の公図にまたがる場合は、公図を合成(転写)し、字限図として転写年月日(許可申請日前3か月以内であること)および転写者名、公図が所在する法務局名を記入のこと。 ※既に同一敷地(形状)で盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)を取得済の場合は不要		要	☐
書類5	土地の登記事項証明書 (所定の様式)	・全部事項証明書 ・法務局発行印のある原本(申請日前 3 か月以内のもの)を添付すること。 ※既に同一敷地(形状)で盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)を取得済の場合は不要		要	☐
書類6	現況写真 (任意様式)	・事業区域(赤線)を表示すること。 ・区域界部および全体(盛土、切土、土石の堆積を行おうとする土地およびその付近の状況)が分かる写真を添付すること。 ・撮影方向位置図(地形図または土地の平面図をベースに作成)を添付すること。 ・区域界を赤線で明示すること。			☐

※図面については、次項による。

図面の名称		明示等すべき事項	チェック
全般(共通事項)		【添付方法】 ◆書面の場合 ・図面は、図面袋に入れること。(A3版の場合は、直接ファイルに綴じること可) ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ◆電子の場合 ・図面の名称、番号を記載した一覧表を添付すること。 ・図面の名称、番号とファイル名称が整合していること。	☐
図面 1	位置図	・方位、道路および目標となる地物 ・縮尺 1/10,000 以上(縮尺明示) ・事業区域は、赤色に着色すること。	☐
図面 2	地形図	・方位、土地の境界線(赤粋) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・2mの標高差を示す等高線	☐
図面 3	土地の平面図 (造成計画平面図)	※造成(盛土・切土)がなければ、「土地利用計画平面図(配置図)」と兼ねてもよい。 ・方位、土地の境界線(赤粋)、断面図作成箇所(記号等) ・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・他法令等に基づく工事範囲(許可日および番号) ・官民境界確定線(確定日および番号)※官民境界がある場合 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留の位置(申請書と照合できる番号、寸法等) ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨(理由)	☐
図面 4	土地利用計画平面図(配置図)	・縮尺 1/2,500 以上(縮尺明示) ・凡例を設けて分かりやすい図(着色等)とすること。 (着色については、開発許可制度に基づく取扱基準(作成要領)を参考のこと) ・事業完了後の土地利用、形状および計画高を示す図とすること。 ・方位、区域の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・擁壁の位置、種類、高さおよび延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地(一区画)面積 ・事業区域内道路の幅員 ・事業区域が接する道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・事業区域界の明示方法(鉾、杭、構造物等) ・事業区域外既存道路の道路名、道路幅員、建築基準法上の該当条項 ・雨水および汚水の排水系統 ・河川名、水路名およびその流向 ・樹木または樹木の集団の位置ならびに緩衝帯の位置および形状 ・道路法や法定外公共物など他法令等に基づく工事施工範囲と構造物等の名称など	☐
図面 5	土地の断面図 (造成計画断面図)	※造成(盛土・切土)がなくても添付必要。(造成がないことを確認するため。) ・造成行為をする前後の地盤面 ・凡例を設けて分かりやすい図(着色)とすること。 ・縮尺 1/100 以上(縮尺明示) ・盛土(赤色)または切土(黄色)をする部分、舗装仕上げをする部分があれば分けて明示すること。(崖の高さ、盛土切土の高さを明示すること。) - なお、碎石舗装については、「盛土」として取り扱うこと。	☐
図面 6	求積図(丈量図)	【共通】 ・土地の平面図(造成計画平面図)と同等の縮尺(縮尺明示) ・原則、座標求積とすること。(CAD求積も可とする。) ・次の①および②の両方の面積にかかる求積図(丈量図)を添付すること。 ①土地の面積 ②行為をする土地の面積 ・外周長(辺長)を明示すること。なお、官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。 ・面積は小数第2位まで明示すること。 ・測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。 ・①において、土地利用計画平面図(および設計説明書)における土地利用計画ごとの面積と整合した求積図を別途、添付すること。(宅地、道路用地、公園など)	☐

図面の名称		明示等すべき事項	チェック
図面7	建築平面図・立面図	・すべての計画建築物の平面図および立面図を添付すること。 ・計画建築物の面積算出根拠図面を添付すること。 ・平面図、立面図等各図面には建築物の構造、建築面積、延床面積を記入すること。 ・立面図に最高高さを引出表示すること。	
その他	その他必要な図書等	・従前の盛土規制法に基づく許可証、施行規則第 88 条に基づく証明書、都市計画法に基づく開発許可証(区域指定以降に許可されたものに限る)の写し等 ・法第 2 条の規制対象外の土地(法公共施設用地)または法第 12 条第 1 項ただし書きの許可対象外となる工事(災害の発生のおそれがないと認められる工事)に該当する場合は、該当することが分かる書類等。 ・その他、審査において必要と判断した場合に添付を求めることがある。	